

第716回通関協議会（本関地区）

1. 日 時 平成 30年 3月 13日（火） 12時より

2. 場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

3. 議 題 等(敬称略)
 - (1)平成 29 年に発生した主な「誤びゅう事例」
調査部 長山統計課長
 - (2)バターミルクに係る特別緊急関税の発動について
業務部 阿部統括審査官（通関総括第3部門）
 - (3)高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入通関の際における取扱いについて
業務部 阿部統括審査官（通関総括第3部門）
 - (4)事前確認を要するまぐろ類の確認省庁移管及び様式変更について
業務部 阿部統括審査官（通関総括第3部門）
 - (5)日本国とインドネシア共和国の間の「日・アセアン包括的経済連携協定（AJCEP）」の実施について(再周知)
業務部 中澤原産地調査官

その他・連絡事項等

- ・第12回輸入手続の所要時間調査について
業務部 迎田統括審査官（通関総括第1部門）

次回開催予定日 <u>平成30年4月10日(火)</u> 12:00～
開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください
公益財団法人日本関税協会横浜支部
TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758
E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

平成 29 年に発生した主な「誤びゅう事例」

①申告価格の誤り

【事例 1】

コンプレッサーの輸出申告において、誤って記載されたインボイスをもとに、通貨種別「JPY」とするところ「USD」と入力、またパッキングリストの重量を見誤って申告。

区 分	通貨種別	第 2 数量	第 2 単位	申告価格（千円）
訂正前（申告）	USD	5,800	KG	6,927,085
訂正後	JPY	29,000		60,806

【事例 2】

コーヒー豆の輸出申告において、インボイスに記載の価格のピリオド（.）をカンマ（,）と見誤って申告。

区 分	仕向国	申告価格（千円）
訂正前（申告）	香港	1,566,005
訂正後		1,566

※ システム申告の輸出入申告事項登録の際、「価格再確認」欄に「H」（統計品目番号ごとの申告価格がシステムに登録されている単価の範囲を上回っている場合）や「L」（単価の範囲を下回っている場合）が出力された場合は、通貨種別、申告価格、数量単位、申告数量などを再度確認してください。

②統計品目番号の誤り

ワイン（10L の容器入り）の輸出申告において、2017 年 HS 改正後の新しい統計品目番号で申告するところ、過去の実績から旧統計品目番号で申告。

区 分	仕向国	統計品目番号（品目）
訂正前（申告）	韓国	2204.29-000（2L 以下の容器入り）
訂正後		2204.22-000（2L 超 10L 以下の容器入り）

※ 過去の実績がある場合も、改正の内容を確認の上申告をお願いします。

③国名符号・統計品目番号の誤り

とうもろこしの輸入申告において、数量・金額のみの確認で、原産国がアメリカであったにもかかわらず、アルゼンチン産グリーンソルガムとして申告。

区 分	原産地	統計品目番号（品目）
訂正前（申告）	アルゼンチン	1007.90-090（グリーンソルガム）
訂正後	アメリカ	1005.90-099（とうもろこし）

※ 恒常的な貨物であっても、統計品目番号、原産国に間違いがないかインボイス等の申告関係書類から再度確認してください。

④数量の誤り

【事例1】

柚子ジュースの輸出申告において、インボイス記載の数量が130(L)であったにもかかわらず、数量単位を(KL)と誤り、130(KL)として申告。

区 分	統計品目番号	第1数量	第1単位	第2数量	第2単位
訂正前（申告）	2009.31-000	130,000	L	130	KG
訂正後		130			

【事例2】

古紙の輸出申告において、インボイス記載の数量が14,830(KG)であったにもかかわらず、MT単位に換算しないまま誤って14,830(MT)として申告。

区 分	統計品目番号	第2数量	第2単位
訂正前（申告）	4707.30-100	14,830	MT
訂正後		14	

※ 価格再確認欄に「H」または、「L」の表示がある場合は、入力誤りの虞もあるため、第1数量と第2数量との整合性や、申告価格と数量を再度確認してください。

粉乳等に係る特別緊急関税の発動について

NACCS 掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】バターミルク（別表第1の6の8の項）に係る特別緊急関税の発動について

2018年2月28日

関税暫定措置法第7条の3第1項の規定に基づき、バターミルク（別表第1の6の8の項）に対して平成30年3月1日から平成30年3月31日までの間、特別緊急関税が加算されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「5. NACCS 用品目コード（輸入）」中、「暫定法第7条の3発動後のもの」が適用となりますので、十分ご注意願います。

※暫定法第7条の3発動後のNACCS用品目コードについては平成30年3月1日から使用可能となります。

【バターミルク（別表第1の6の8の項に係る物品）に係る発動対象品目】

番号・細分	NACCS 用品目コード	備考
040390113 †	0403901131	その他のもの
	0403900011	暫定法第7条の3発動後のもの
040390118 †	0403901186	その他のもの
	0403900022	暫定法第7条の3発動後のもの
040390123 †	0403901234	その他のもの
	0403900033	暫定法第7条の3発動後のもの
040390128 †	0403901282	その他のもの
	0403900044	暫定法第7条の3発動後のもの
040390133 †	0403901330	その他のもの
	0403900055	暫定法第7条の3発動後のもの
040390138 †	0403901385	その他のもの
	0403900066	暫定法第7条の3発動後のもの

新旧対照表

2018年3月13日
本関地区通関協議会資料
横浜税関業務部通関総括第3部門

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
第6章 通関			第6章 通関		
第3節 一般輸入通関			第3節 一般輸入通関		
(他法令による許可、承認等の確認)			(他法令による許可、承認等の確認)		
70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。			70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。		
(1)~(4) (省略)			(1)~(4) (同左)		
別表第1 (省略)			別表第1 (同左)		
別表第2			別表第2		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. ~ホ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. ~ホ. (同左)	(同左)	(同左)
へ. 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）	第3条《適用除外》 第22条《輸入》	(1) (省略) (2) <u>輸入物品が次に掲げる場合には、前記(1)にかかわらず、それぞれに定める証明書等</u> <u>イ. 同規則第46条第1項《検査を要しない輸入高圧ガス》に規定する緩衝装置内における高圧ガスである場合</u> <u>「緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書」又はその写し</u> <u>ロ. 同規則第46条第2項第</u>	へ. 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）	第3条《適用除外》 第22条《輸入》	(1) (同左) (2) <u>輸入物品が同規則第46条第1項《検査を要しない輸入高圧ガス》に規定する緩衝装置内における高圧ガスである場合又は同条第2項第1号に規定する自動車用大型エアバッグガス発生器内における高圧ガスである場合、同条第2項第2号に規定する自動車と一体として設計され、かつ、自動車又は自動車用部品に組み込まれている消火器内におけ</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前			
		<p><u>1号に規定する自動車用エアバッグガス発生器内における高圧ガスである場合</u></p> <p><u>「自動車用大型エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書」又はその写し</u></p> <p><u>ハ. 同規則第46条第2項第2号に規定する自動車と一体として設計され、かつ、自動車又は自動車用部品に組み込まれている消火器内における不活性ガスである場合（自動車に設置される当該消火器の交換品として自動車又はその部品に組み込むためのものである場合を含む。）</u></p> <p><u>「自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書」又はその写し</u></p> <p><u>ニ. 同規則第46条第2項第4号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器内における高圧ガスである場合</u></p> <p><u>高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が発行した材料適合証明</u></p>				<p><u>る高圧ガスである場合（自動車に設置される当該消火器の交換品として自動車又はその部品に組み込むためのものである場合を含む。）</u>、<u>同条第2項第4号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下「相互承認水素自動車燃料用容器」という。）内における高圧ガスである場合</u>、<u>同条第2項第5号に規定する航空法（昭和27年法律第231号）第10条の規定に適合する容器（以下「航空法容器」という。）内における高圧ガスの場合は、前記(1)にかかわらず、各々同条第1項、第2項第1号又は第2号に規定する要件に合致していることを輸入者が確認した「緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書」又はその写し、「自動車用大型エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書」又はその写し又は「自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書」等又はその写し、相互承認水素自動車燃料用容器につい</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
		<p><u>書若しくはその写し又は「相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書」若しくはその写し</u></p> <p>ホ. <u>同規則第46条第2項第4号に規定する国際相互承認天然ガス自動車装置用容器内における高圧ガスである場合</u></p> <p><u>「相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書」又はその写し</u></p> <p>ヘ. <u>同規則第46条第2項第5号に規定する航空法（昭和27年法律第231号）第10条の規定に適合する容器内における高圧ガスの場合</u></p> <p><u>輸出耐空証明書若しくはその写し又は航空機メーカーの部品表若しくはその写し等</u></p> <p>(3) 輸入物品が第3条第1項第8号及び高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第3項第8号《適用除外》の規定に基づくエアゾール製品等である場合には、前記(1)にかかわらず、輸入者が平成9年3</p>			<p><u>ては高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が発行した材料適合証明書又はその写しを確認、必要に応じて「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の基準の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成10年条約第12号）に付属する規則」に適合する記号が当該容器に施されているかを確認、航空法容器については輸出耐空証明書又はその写し又は航空機メーカーの部品表又はその写し等</u></p> <p>(3) 輸入物品が第3条第1項第8号及び高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第3項第8号《適用除外》の規定に基づくエアゾール製品等である場合には、前記(1)にかかわらず、輸入者が平成9年3</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
		<p>月通商産業省告示第139号第4条に定める要件に合致していることの確認を行った本邦若しくは外国の検査機関、輸入されるエアゾール製品等の製造者（当該製造者の検査員を含む。）又は輸入者の作成した「試験成績書」又はその写し</p> <p>（注）前記(2)に<u>掲げる証明書等</u>の確認ができない場合、第22条第1項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならない可能性があるので留意する。また、前記(3)において試験成績書が提出されない場合は、第22条第1項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならないので留意する。</p>			<p>月通商産業省告示第139号第4条に定める要件に合致していることの確認を行った本邦若しくは外国の検査機関、輸入されるエアゾール製品等の製造者（当該製造者の検査員を含む。）又は輸入者の作成した「試験成績書」又はその写し</p> <p>（注）前記(2)において<u>緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書、自動車用大型エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書又は自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書が提出されない場合、相互承認水素自動車燃料用容器については材料適合証明書が確認できない場合及び航空法容器については輸出耐空証明書又は部品表等</u>の確認ができない場合、第22条第1項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならない可能性があるので留意する。また、前記(3)において試験成績書が提出されない場合は、第22条第1項に基づく都道府県知事</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
ト. (省略)	(省略)	(省略)	ト. (同左)	(同左)	の検査を受けなければならないので留意する。 (同左)

通関時提出書類一覧表（※赤字は改正後）

	通関時確認対象品	提出書類（すべて写し可）	NACCS 他法令 コード/承認 書等番号	備考
1	一般品	輸入検査合格証又は確認印欄に都道府県の受付印と検査職員名が押印された輸入検査申請書	TOKU/GAS ※の場合不要	※ 2回目以降の輸入で同一型式のもの、販売の用に供さないもの、個人用のものは輸入規制適用除外確認証明書提出省略可。
2	緩衝装置	輸入規制適用除外確認証明書		
3	自動車用大型エアバッグガス発生器			
4	自動車用消火器			
5	相互承認水素自動車燃料装置用容器	材料適合証明書 若しくは輸入規制適用除外確認証明書		※ 販売の用に供さないもの、個人用のものは輸入規制適用除外確認証明書等左記提出書類の提出省略可。
6	相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器	輸入規制適用除外確認証明書		
7	航空法容器	輸出耐空証明書又は航空機メーカーの部品表等		
8	エアゾール製品等	試験成績書		

(参考様式第4)

相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書			
品名	(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器) (国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器)		
項目	輸入する容器の概要	適用除外要件	判定
用途		国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（販売の用に供しないもの又は個人用貨物を除く。） にあつては、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が発行した材料適合証明書を取得していること。	
材料適合証明書番号			
協定規則に適合している旨の記号	適合する協定規則の番号： 国番号： 認可番号：	協定規則を批准する国の適切な認可を取得した容器であること。	
本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）第2項第4号に定められた基準に適合していることを確認致します。 （確認年月日） （輸入者の氏名又は名称） （同住所、電話番号）			

印

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(注) ①「品名」欄は、いずれか該当する品名を記入すればよい。

②「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。

③「材料適合証明書番号」欄は、材料適合証明書を取得している場合に限って記入すればよい。

[別紙様式10]

冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入する場合の確認書

申請者名 _____

このことについて、申請者からの次の申請について、確認を行ったことを通知する。

なお、本確認書によりみなみまぐろの輸入申告をする際には、事前確認申請時に提出し返却された漁獲証明書等（漁獲証明書の原本、再輸出証明書の原本及び漁獲証明書の写し、又は、再輸出証明書の原本及び写し並びに漁獲証明書の写し）を税関に提出すること。

確認番号： _____

I 輸入の内容

関税率表の番号等	商品名	数量	原産地
	くろまぐろ	kg	船積地域及び船積港
	みなみまぐろ	kg	
	めばちまぐろ	kg	
	めかじき	kg	
備考			

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 印



(裏面)
通 関

税関申告番号 及び申告年月日	送状数量	許可又は承認年月日 及び税関押印

[別紙様式2]

まぐろ（びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）又はかじき（めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）を船舶により輸入する場合の確認書

申請者名 _____

このことについて、申請者からの次の申請について、確認を行ったことを通知する。

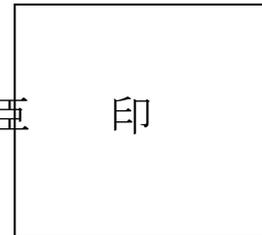
確認番号： _____

I 輸入の内容

関税率表の番号等	商品名	数量	原産地
		kg	船積地域及び船積港
備考			

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 印



(裏面)

通 関

税関申告番号 及び申告年月日	送状数量	許可又は承認年月日 及び税関押印

日本国とインドネシア共和国の間の「日・ASEAN 包括的経済連携協定 (AJCEP)」の実施

「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定 (日・ASEAN 包括的経済連携協定。以下、「AJCEP 協定」)」については、日本とインドネシアの間では未実施の状況となっていました。2018年3月1日より、日本と同国との間でAJCEP協定が実施されることとなりましたので、お知らせいたします。

同日より、AJCEP協定上のインドネシア原産品については、同協定に基づく特惠税率を利用することが可能となります。

【留意事項】

- ① AJCEP協定に基づく特惠税率の適用を受けようとする場合、AJCEP協定上のインドネシア原産品である必要があり、インドネシアにおいて発給されるAJCEP協定に定められた原産地証明書(注)を、輸入申告等の際に税関へ提出する必要があります(当該物品の課税価額の総額が20万円以下である場合等を除く)。
- ② 3月1日以降、インドネシアを原産地とする貨物のうち、一般特惠関税制度上の特惠税率(いわゆる一般特惠税率(GSP税率))がAJCEP協定に基づく特惠税率より高い品目または同じ税率の品目については、一般特惠税率は適用されません。

(注)3月1日以前に船積みされた貨物(船積み後12か月以内のもの)について、AJCEP協定及びインドネシアの国内法令に基づき、原産地証明書を遡及発給する制度があります。当該制度の詳細については、インドネシアの発給当局にお問い合わせください。

問い合わせ先

[各税関問い合わせ先一覧](#)

一般特恵税率の適用が可能な品目(対インドネシア)(2018年3月現在)

2018年統計細分ベース

1. 日インドネシアEPA特恵税率及び日ASEAN EPA特恵税率の適用対象外(除外、再協議)であって、一般特恵税率の適用が可能な品目(14品目)

1805.10-021	1806.20-290	1806.90-220	2204.10-000	2204.29-090	2204.30-200	2205.10-000	2205.90-200	2206.00-210	2206.00-228
2206.00-229	2208.90-123	3505.10-200	3505.20-000						

2. 日インドネシアEPA特恵税率又は日ASEAN EPA特恵税率の適用対象品目であって、一般特恵税率の適用が可能な品目(47品目)(注1)

0206.30-091	0206.41-090	0206.49-091	0306.91-100	0306.92-100	0306.94-100	0306.99-110	0901.21-000	0901.22-000	1211.20-900
1211.90-992ex(注2)	1211.90-999ex(注2)	1515.90-410	1521.90-010	1602.20-091	1602.90-290	1603.00-010	1605.30-010	1605.40-011	1605.54-911
1605.54-919	1806.10-200	1806.32-220	1901.90-230	1902.40-000	1905.10-000	1905.20-000	1905.40-000	1905.90-313	1905.90-319
1905.90-329	2001.90-250	2101.11-100	2101.12-110	2106.90-251	2106.90-297	2208.90-129(注3)	2918.15-010	3505.10-100	4114.10-000
4114.20-010	4114.20-090	4302.11-000	4302.19-020	4302.19-090	4302.20-090	4302.30-029			

(注1)一般特恵税率がEPA特恵税率を下回る品目

(注2)1211.90-992、1211.90-999については各品目の一部のみ

(注3)2208.90-129については、課税価格がリットルあたり157.5円を超える場合のみ一般特恵税率の適用が可能